

参加された皆さまの発言を尊重して、修正せず当日発言された内容を掲載することを基本にしていますが、下記のとおり掲載にあたって配慮しています。

- ・ 発言者については氏名を記載せず、NUMOについてはNUMO、ファシリテーターについてはファシリテーター、記者については記者と記載しています。
- ・ NUMOの職員、ファシリテーターの方の氏名が、発言中にある場合は、そのまま記載しています。
- ・ 記載することで発言の内容がわかりやすくなり、かつ発言中の議論に影響を与えないものについては、一部加工しています。

寿都町 対話の場（第17回）会議録

1. 日時：2023年9月5日（火）午後6時30分から午後8時16分
2. 場所：寿都町総合文化センター ウィズコム
3. 会議録

（1）開会・挨拶

○事務局（司会）

皆さま、こんばんは。定刻となりましたので、これより第17回「対話の場」を開催させていただきます。本日の出席者は11名でございます。いつも誠にありがとうございます。

なお、今回より町からの指名に基づきまして、新たに1名の方が前任の方から交代され、会員としてご参加いただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは本日の議題でございますが大きく2点。1点目、これまで5回に亘りご報告させていただいてきました「文献調査の進捗状況に関するご報告について振り返り」を行ったのち、2点目、お手元の資料『経済社会的観点からの検討の評価の考え方（案）』についてお話をさせていただきます。

では、ここからの進行ですが、ファシリテーター北海道大学の竹田先生にお願いしたいと思います。竹田先生、よろしくお願いたします。

○ファシリテーター

皆さん、こんばんは。北海道大学の竹田でございます。第17回ということで、前回よりしばらく時間が空いてしまったんですけども、今回もよろしくお願いたします。

本日の議題でございますが、今、司会者の方からご説明があったように、文献調査の進捗ということで、文献調査段階での経済社会的観点からの検討の位置づけ、それから、これまでの振り返り。もう一つは、経済社会的観点からの検討。その後、自由討論ということになってございます。

最初に、文献調査段階での経済社会的観点からの検討の位置づけについて、NUMOの天津さん

の方からご説明ということによろしいですか。よろしく願いいたします。

(2) 文献調査について（これまでのふりかえりと経済社会的観点からの検討）

○NUMO

技術部の大津と申します。よろしく願いいたします。資料を操作しながら座って説明させていただきますので、失礼いたします。

資料の順番が変わってしまい恐縮ですが、今、画面に映しているのは資料2の2ページのところを映しています。

文献調査の全体、何をやっているかということ、これまでもご報告させていただいていたかと思えます。左側のところの最終処分法で定められた要件に照らした評価。それから、右側上の技術的観点からの検討。それから、経済社会的観点からの検討ということで、先程ございましたとおり、今日新しくご紹介するのは、右下にあります経済社会的観点からの検討ということです。その前段で、これまでご説明してきた最終処分法で定められた要件の部分と技術的観点の部分をざっと振り返りたいというのが資料1でございます。資料1のほうに移らせていただきます。それでは、資料1に基づいて、これまでご説明したことを振り返りたいと思えます。1ページをご覧ください。

これまで、文献調査段階の評価の考え方（案）についてご報告してまいりました。黒字のところは細かく書いてますけど、国のほうでは、昨年の11月から3回にわたって地層処分技術ワーキングで機構から案の説明を行なってきました。今年4月時点のワーキングで総括が行われたところまでご説明しておりました。この考え方の案の中では、避けるべき基準の案というのが示されておりまして、これに沿って私どもが調査した情報を基に検討した事例というのも併せてご説明してまいりました。中ほどの図を見ていただきますと、右下の緑色のほうの文献調査段階の評価の考え方。これを国のワーキングのほうでいろいろ議論していただいて、それが出来上がりますと、その考え方に沿って私ども NUMO が実際の評価を行っていくという枠組みであることを図では説明しています。ここまで説明してきたことを振り返るのが、この上段の範囲ということになります。一番下に細かい字で書いてありますが、6月の放射性廃棄物ワーキングへの報告を経て、7月3日から8月2日にかけて、この考え方の案について意見の募集がなされたところまでできております。今後、この考え方の案が確定するということが見込まれますので、そうしましたら、それに基づいて評価を進めるということになりますので、本日振り返っている検討例も、この考え方によっては修正する可能性もありますということで右下のほうに書いております。次のページに行きます。

これまでのご説明概要（1）としています。この2ページと3ページのところに表にしております。文献調査段階の評価の考え方、先ほどお話ししたとおり、法定要件のところと技術的観点からの検討というのがありますが、技術的観点からの検討というのは避けるべき基準とかそういうものはなかったもので、そこは割愛させていただきまして、今回は考え方（案）のうちの法定要件に関する基準の案。それと、これに沿った調査状況の検討例について項目別に振り返っていくというふうにしたいと思えます。表は項目が一番左に書いてありまして、2列目に基準案として

該当することが明らか、または可能性が高い場所を避ける、その条件みたいなことを基準案として整理しております。右側のところに、基準案に沿った調査状況についての検討例ということで整理しております。ほとんど今、検討例のところは赤とか青とかがあるのですが、基本的には今回の検討例で、ここを避けるべきとして場所を明示するようなところはございませんでした。ただ、検討過程について、少し紹介するべき点を赤字にしているのです、この赤字のところを中心に振り返っていきたいと思っています。

3 ページもその表の続きがございます。こちら、青字のところは避けるべき場所に該当するようなところはない、という結果だったことを示しています。赤字のところは浅いところは該当するんですけど、地層処分しようとする深度については、そこまでのことが言えてないというようなことだったので、この後の振り返りで図を見ていただこうと思います。

4 ページをご覧ください。断層に関する検討事例のところ、上のほうの基準1ということで、ここでは活断層とその周辺の断層面と近くのずれている部分、これを避けるというような基準になっています。活断層かどうかということはこの表の一段目に書いていますけど、約12～13万年前以降の活動が否定できるかどうかというようなことで判断をしております。文献調査によって、この地域およびその周辺では、左下の地図のところに線を引いておりますけれども、このような数々の断層を文献から認識をしています。このうち絵の一番左端のところにあります岩内堆南方背斜両翼の断層と、海の中ですけれども、この断層について表の1列目のところに整理をしています。この断層は活断層である可能性が高いということなんですけれども、私たちが処分しようとしているような場所には分布していないんじゃないかというようなことなので、外すべき場所としては取り上げないだろうというふうに判断をしています。もう一度下の図の一番下のところを見ていただきますと、赤く囲んでいるところに白炭西・白炭東と示しています。この断層については表の一番右の列で、「活断層である可能性が高い」と判断ができるかなというふうに整理しています。ただ、対象地区内にこれが分布するかどうかという面で見ますと、分布する可能性があるんですけど、ただ、それが「ここですよ」と位置を特定できるかということ、そこが不明になっているというのが文献調査の限界かなということで表に整理をしております。この左下の図で、その他にもいっぱい断層を認識しているんですけど、それにつきましては、表の中ほどの列のとおり、「活断層である可能性が高いとまでは言えない」ということになっておりますので、これも避けるべきものとして基準に該当せずということになります。右下のほうに基準(ウ)ということで、もう一つ、活断層でなく古い断層のうち規模の大きい断層の断層面並びにずれている部分ということで、これに該当するものも特定できないということで判断をしているということが、5月にご紹介したことの振り返りになります。

5 ページは、噴火に関する検討事例の振り返りになります。一番上の基準(ア)は第四紀火山のマグマや地表やその近くまで来た跡などというのは文献調査対象地区内に確認されていないので「該当なし」ということです。二番目の基準(イ)は、第四紀火山から15kmということについては2点を振り返りたいと思います。1点目は、このページの中ほどの左側に書いてあるニセコ・雷電火山群というところ、西・東と書いていますけど、東側のニセコ火山群と西側の雷電山、両方とも第四紀の活動が確認されているということになります。これがこの辺りに両方と

も該当します。東側では火口などが複数確認されている。はっきり避けるべき場所が認識できそうかどうかですが、西側については、それがあまり確認できないというような状況にあります。

ちょっと進んで6ページで位置関係をおさらいしていきたいと思います。今、お話ししていたのが、右下の図の一番右のところに三角形の印をつけておりますけれども、これが科学的特性マップ、文献調査に入る以前に全国的に示されているものですが、そのときのニセコ・雷電火山群の中心ということになります。寿都町は、この地図で左側のところなので、ここの中心から15kmということであれば、「避けるべき場所には該当しない」ということです。左の上のほうにもう少し詳しく書いてありますが、このニセコ火山群と雷電山を別物として扱っている文献もあるということも確認できているということと、この雷電山の火口はなかなか特定するには難しいという状況であるということをご報告したかと思います。そうすると、文献では分からないので別の方法で確認するべきということで判断をしています。

すみません、ページを戻ります。5ページです。第四紀火山でもう一つ振り返っておきたいのが、右側の白い表に表している磯谷溶岩というものです。磯谷溶岩は、それを拾い上げている文献を読みますと、最終判断がつかずに「要検討」とされていますので、第四紀に活動した火山に該当することが明らかとか、または可能性が高いところまでは言い切れないということで整理をしています。

6ページに行くと、位置関係が分かります。磯谷溶岩はこの図で書いてある、左側の吹き出しの先端のところですが、寿都町の一番東の端にあるものです、という場所の確認でした。

それでは7ページに進んでいきたいと思います。もう一つ噴火に関する振り返り基準（ウ）についてですが、基準（ウ）は新たな火山が発生するかどうかと、そういうところは避けなさいという基準になりますが、小さい文字で書いてあるので恐縮ですが、通常地震より深い位置で起きる低周波地震。つまり、ゆっくりと揺れると思っていただければいいのですが、それと火山は関連性があるんだ、というようなことを指摘する論文もあります。ですので、整理してみたというのが図に示されております。左の図は、通常地震の震央を白丸で、深部低周波地震の震央を赤丸で、その分布を平面図で整理したものです。寿都町はこの辺りなので、寿都町よりもう少し南のほうを中心に通るように断面に切ってみて、そこへ投影したものが右側のAA'断面とBB'断面、こういう整理方法です。そうしますと、先ほどの赤丸の低周波地震がこの辺りです。寿都町の南方、ちょうど断面をクロスさせたあたり、このあたりの地下深部で発生するというようなことまでは文献で確認ができるということです。ただし、また小さい文字のところに戻りますが、「その発生メカニズムの詳細は明らかにはなっていない」と文献に記載されているので、「該当することが明らか、または可能性があるということまでは言えない」と整理をしたというのが検討事例でした。

次の8ページに行きます。今度は鉱物資源に関わる検討になります。基準は右上の青いところに書いてあります。現在とか近年稼働していた鉱山の鉱床、あるいはそれと同等規模の埋蔵量のある鉱床であるということが明らか、また可能性が高ければ避ける、こういう基準になっていました。ここに紹介しているのは寿都鉱山の事例です。寿都鉱山については、収集した文献や町か

らご提供いただいた資料によりますと、(イ) 近年稼働していた鉱山の埋蔵量と同等ということには該当します。ただ、この図で示されているとおり、(昭和) 37年(1962年)度の採掘場所、これが230m程度まで掘られたという記録で、それより深いところへ行く前で休山になっておりますので、一番下に書きましたとおり、300mより深い、我々が最終処分を行おうとする地層に経済的価値が高い鉱床が分布していることが明らか、または可能性が高いとまでは言えない、該当しない、というような検討結果になっております。

ここまで3点ほど赤字のところをご紹介しましたが、3ページに戻って青字のところも少し振り返っておこうと思います。

3ページ、鉱物資源のところは先ほど説明しましたので割愛させていただきまして、侵食に関しては(ア) 過去10万年、(イ) 10万年後においてということ侵食量を評価して、それぞれ行おうとする地層の深度を超えているか、あるいは、それを考慮しても70m残されるかというような観点の基準案になっています。これに対して我々が文献から読み取れる最大の侵食量は、過去十万年の間に60mから80m程度。将来10万年も同じ程度というふうに判断すれば、避けるべき場所には該当しないということでありました。もう一つは、二番目、第四紀の未固結堆積物ということで、これらが分布しているところは避けなさいという基準になっております。調査の結果としては、陸域では地表から、海域では海底から300mより深いところには確認されておりませんので、避けるべき基準には該当してないということでした。一番下の地熱資源、地温勾配が1km当たり100℃を超えるようなところは避けなさいということで、記録を見ますと、そういうものはないと。それから、周辺数キロに地熱発電所があるところは避けなさいということで、一番近くても10km以上離れていますので、避けるべき基準に該当するものではないと。

というようなことを今まで振り返ってきております。振り返りはここまでとさせていただきます、人を交代してご説明します。

○ファシリテーター

承知しました。ありがとうございました。今までのご説明がこれまでの振り返りということで、過去ご説明させていただいた進捗の中からポイントになるところを説明していただきました。

続きまして、経済社会的観点からの検討ということで、演者を交代させていただきます。丹尾さん、よろしく願いいたします。

○NUMO

皆さん、こんばんは。NUMO 寿都交流センターの丹尾と申します。よろしく願いいたします。私からは、経済社会的観点からの検討の評価の考え方(案)についてということでご説明させていただきます。資料が変わりまして、スクリーンに映っている資料でございますので、前のほうでも、お手元でもどちらでもご覧ください。私も座って説明させていただきます。

今ほど NUMO の大津のほうからご説明させていただいておりますけれども、経済社会的観点からの検討の位置づけにつきましては、もう一度おさらいさせていただきます。

文献調査を大きく三つの柱で検討しているということをごさいますて、一つは最終処分法で定められた要件に照らした評価ということと、二つ目は、技術的観点からの検討、そして三つ目が、経済社会的観点からの検討ということで、私から説明させていただくのは、赤線で囲ったこの部分、経済社会的観点からの検討ということで、これはまったく新しいお話になります。この三つの検討を合わせて文献調査報告書が出来上がるということになります。次のスライドに参ります。

三つの柱のうちの一つ経済社会的観点ですけども、この経済社会的観点という言葉なんですけど、人によってさまざまなイメージをお持ちになるのかなと思います。経済社会的観点という言葉の定義が非常に曖昧ですので、国の審議会で文献調査段階の経済社会的観点というものについては、このような内容で検討しましょうということを決めてまいりました。その辺りの説明を記したものが、このスライドということになります。

ここ寿都町で文献調査を開始させていただきました2020年11月、そのときの計画書をごさいますて、「経済社会的観点からの検討も実施します」と記載がごさいます。さらに具体的には、「土地の利用制限などの検討を実施します」と謳ってありました。もう一つ、2022年9月、国のワーキンググループにおいても同様の整理がなされておりまして、「経済社会的観点からの検討については、文献調査においては土地の利用に関する制約や考慮すべき点を整理する」、このように決められました。

以上まとめますと、経済社会的観点からの検討といいますのは、処分場の選定や選定のための調査を行う際の土地利用制限、それから考慮すべき点について整理する、こういうことになります。

そもそもこの土地の利用制限というのは一体どういうことかということですが、それが次のスライド4スライドになります。

日本の国土、これは勝手に建物を建てたり、あるいは切土したりとか盛土したりとか、勝手に穴を開けたりしないでね、といった、実はさまざまな行為に法律で制限がかけられております。それらの関係する法律を整理したものが、このスライドになります。皆さまも仕事上、このような法律に触れる機会もあるかと思いますが、ご存知の内容もあるかもしれませんが、例えば農地法ですと、勝手に農地を宅地にしてしまっただめだよ、という制限がかけられておりますし、森林法ですと、この地域は伐採したらダメだよ、といったような制限がかけられております。特に、このスライドの右側に書いてあるように、第二次世界大戦後いろんな法律ができたそうです。それを取りまとめる形で、昭和49年（1974年）に真ん中に記載があります国土利用計画法という法律が制定されたそうでありまして。この国土利用計画法が大本になり、その下にさまざまな個別の法律、個別規制法と呼ぶそうなんですけども、こういった個別の法律が整備されてきたという経緯がごさいます。この国土利用計画法に基づいて、スライドの右側に記載がありますように、基本的に日本全国が五つの地域に指定されております。赤、黄色、緑、青、紫、この五つの地域に指定されております。ちなみに、何も指定されていない地域というものもあるそうです。この経済社会的観点からの検討、つまりは土地の利用制限というのは地域ごとにぶら下がっているいろんな法律があります。その関係のある法律に基づいて、この地域には一体どんな制限がかかっているのかとか、それを調べて整理しましょうと、そういったことになります。例えば、赤で示して

あります都市地域でしたら都市計画法という法律に縛られますから、都市計画法上どういった制限がかかるのかといったことを調べて整理するということになります。

次の5スライドにまいります。今ほどご説明したこの五つの地域、どのような地域なのかというのをもう少し詳しく記載しております。法律上の定義と運用上の定義とそれぞれあるんですけども、どのようなことを目指す地域なのかといったことをここで整理しておりますので、ちょっと文字だらけで見にくいのですが、参考にご覧いただければと思います。

次のスライドにまいります。6スライドです。

こちらも参考になります。例えば、日本全国がこういうふう在五つの地域に色分けされて法律の網がかかっていますよ、ということを示した図になります。これは、国土交通省のホームページに掲載されているものをお借りしております。このスライドの右のほうに、先程ご説明しました五つの地域が凡例として載っております。地図をよく見ますと、一つの地域で複数の地域に指定されているところがあるのがお分かりいただけるかと思えます。複数の地域に指定されているということは、複数の法律に縛られてしまうということになります。先程、少々触れましたが、逆に全く何も規制がかかっていない地域、ここでいう白の地域、こういったところもございます。俗に白地とか白地地域と言うそうですけども、そういう地域もございます。これはサンプルになりますけれども、国土交通省ですとか環境省のホームページなどで、どのような地域に指定されているのかというのが判別できます。ですので、寿都町につきましても、これを基本に経済社会的観点、つまりは土地の利用制限について調べるという作業を進めてまいります。

次のスライドにまいります。7スライドです。

これも細かいんですけども、こちらも参考になります。先程、ご説明しました五つの地域というのは、実はもっと細かく分類されます。その細かく分類された地域ごとに、それぞれの規制がかけられています、ということを示したスライドになります。例えば、一番上の都市地域、赤いところですけども、実は都市地域というのは都市計画区域、準都市計画区域、都市計画区域外に分けられ細かく区分されます。さらに、都市計画区域の中でもここに書いてございますが、市街化区域、市街化調整区域、非線引区域に分けられて、それぞれに都市計画法上の制限がかかっていると、そういう構造になります。ここに記載しておりますのは、代表例として取り上げたものですので、他にも細かなものがたくさんありますので、代表的なものと思ってご覧いただければと思います。

次のスライド8ページにまいります。

これまで、国土利用計画法という法律に基づいて、基本的に日本の国土は五つの地域に色分けされますということ、それから、それぞれに紐づいた法律によって規制がかけられているということをご説明してまいりました。実は、これ以外に土地の利用制限の共通事項というべき項目につきましても、「できる限り配慮するように」と要請されています。具体的には、国土利用計画法の第10条により、お手元の資料に記載の4項目、①公害の防止、②自然環境及び農林地の保全、③歴史的風土の保存、④治山、治水等、これらの四つについてもしっかり気を配りなさい、ということが国土利用計画法上、示されているということでもあります。

ここでそもそものお話に立ち返りますと、今、我々NUMOが実施しているのは文献調査であり

ますから、文献を調べて、明らかに処分場の建設に適さない土地を除外するという作業を行っているわけであります。つまり、このような法律上の要請を受け、法律上、文献調査の段階でいったい何を避けなければならないのか、という考え方にに基づき、この4項目についても、どこまで考慮すべきかを検討する必要があるということになります。

四つの項目があるわけですが、①公害の防止。これについては、人間が行う行為になりますから、これはコントロール可能な領域ということになりますので、文献調査段階で考慮の必要はないと考えました。②自然環境及び農林地の保全。これにつきましては、先ほど説明しました自然公園法ですとか、農振法という法律がありますのでこれらでカバーできます。一方で、③歴史的風土の保存。それから④治山、治水といった項目は、私から先程ご説明してきました個別規制法ではカバーできていないということですので、③④につきましては文献調査の段階で別途チェックしておく必要があるだろうと、そういう考え方でございます。③④につきまして、具体的にスライドの表にお示ししている法律によって規制などを確認しております。例えば、③歴史的風土の保存につきましては、景観や文化財の保護といった観点から景観法、文化財保護法などをチェックして行くということになります。治山、治水等につきましては、国土防災の観点から土砂災害防止法などをチェックする、そういった内容になります。

次のスライドにまいります。9スライドでございます。

これまで、土地利用の制限について法律の体系をご説明してきたわけですが、法律の体系を理解した上で、どのように調べて整理して行くかという方法を示したスライドになります。今、実施しているのは文献調査でございますから、当然現地に入っただけの調査はいたしません。従いまして、まずは公開されている情報から入手できるものでデータ収集をするということになります。例えば、こちらに記載のある国土交通省の通称 LUCKY というネットワークシステムですとか、環境省の EADAS というデータベースなどで情報を収集するということになります。次に、今までご説明してきました五つの地域、都市地域から自然保全地域まで、これにそれぞれ関連する法令と、それから景観、文化財、国土防災に関連する法令を一つひとつ法令ごとに確認するという作業を行ないます。土地利用の制限には、実はいくつか厳しさに段階が設けられており、スライドの一番下の記載になりますけれども、一番左側ですね、これが一番厳しいということになります。土地利用は原則許可されていない地域というものがあります。逆に一番右側、土地利用上の制限がない地域というものもあります。その間に位置するもの、これが地域としては一番多くなって来るんですけれども、土地の利用制限というものがかかる地域があるということになります。ただし、これは大臣ですとか道知事の許可、市町村長の許可などにより、この制限を解除するための手続きが設けられているという地域となります。この①②③の制限の有無、種類、これが地域ごとにどう当てはまるのかということ調べていく、このような流れで経済社会的観点からの検討、即ち、土地利用の制限について評価を進めていくということになります。次のスライドにまいります。

長々と説明してまいりましたけれども、私がお話しした内容、文献調査の中の三本柱の一つである経済社会的観点からの検討、これにつきましては、今日、私が説明したような流れで進めていきますといったことを、今年5月23日の国の審議会、第39回放射性廃棄物ワーキング

の中で NUMO から提案をさせていただいたということでございます。そのなかで、ワーキングの委員の方からは「概ね理解できたけれど NUMO の説明だけではなく、専門家の意見も聞かせてほしい」と。全体としてはこういった結果でございました。個別の意見としましては、一つ目は「基本的な進め方は問題ないと思うが、建設、操業だけでも百年、その後のモニタリングでも数百年かかると言っているなかで、果たして今の法律だけで対応できるのか」といった問題提起もあったということでございます。2点目、3点目の内容は似ていますが、「内容としては理解したんだけど、ただ今後、必ず重要性が増すと思うので、このワーキングの中で専門性をもってチェックしてもらう場を設けることが必要ではないか」といった意見がございました。これを39回の次のワーキング、第40回のワーキングが6月22日に開催されておりますが、40回のワーキングに向けて外部の専門家の意見をお伺いして第40回のワーキングを迎えたという流れになります。

次のスライドにまいります。11スライドでございます。

外部の意見をお伺いした結果をもって40回を迎えたわけでございますが、ご意見を伺った外部の専門家は、こちらに記載のとおり日本エネルギー法研究所、それから学識経験者、国の有識者会議の構成員を務める方などとなります。結果としましては、「国土利用計画法以外に日本の国土全体の土地利用規制を司る法律はない。考え方の土台としてこの法律を見て行く。土地利用の検討の範囲についても概ね妥当だろう」といったこととございました。一方で、「各事業段階でその進展に応じて許認可等の流れを具体的に示すことが必要なのではないか」といったご意見も頂戴いたしました。第40回のワーキングでは、これらの意見を外部から頂いたということをご報告しまして、経済社会的観点の評価の考え方について了承を得たという流れとなります。

というわけでございまして、経済社会的観点からの検討、すなわち土地利用の制限についてご説明してまいりましたが、今ほどお話ししましたとおり、経済社会的観点の評価の考え方については、第40回のワーキンググループにおいて了承を得ているというわけですが、この評価の考え方を寿都町に当てはめた場合どうなるのかという点です。これについては、現状、寿都町において明らかに土地利用の制限に引っかかるところはない。つまり、文献調査における経済社会的観点については、「明らかに除外すべき地域はない」ということを、現状、暫定的に確認しております。繰り返しになりますけれども、文献調査は大きく三つの柱、一つは最終処分法に定められた要件、二つ目は技術的観点、そして三つ目、経済社会的観点で検討していて、これらの三つの要素を総合的に勘案して、この地域のどこが明らかにダメなのかといったことを判断するということになってございます。報告書案は現在、鋭意作成中でございます。報告書案が出来上がり次第、対話の場の会員の皆さまですとか、町民の皆さまにご説明して行きたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

○ファシリテーター

丹尾さん、ご説明ありがとうございました。これで前半部のご説明、三つのタイトルの説明が終わったところでございます。この後、質疑応答自由討議に入りますので、一旦ちょっと事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

○事務局（司会）

竹田先生、ありがとうございます。これより10分間の休憩に入ります。あちらの時計で19時25分から再開をさせていただければと思っております。それまでにお席にお戻りください。

あとマスコミの皆さま、恐れ入りますがご退出のほう、よろしく願いいたします。中継はここまでとなります。一旦休憩に入ります。ありがとうございました。

<（3）自由討議 非公開>

（4）振り返り

○事務局（司会）

ここから再び中継に入ります。本日の対話の場につきまして、ファシリテーターの竹田先生から振り返りを行っていただきます。マスコミの皆さま、これはくれぐれもインタビューやぶら下がりではございません。本日の振り返りでございますので、ご承知おきください。トータルで10分程度ご説明いただき、わずかな時間ではありますが、ご質問をお受けするという予定でおります。それでは竹田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○ファシリテーター

北海道大学の竹田でございます。よろしくお願いいたします。

今日の後半部にファシリテーションをやらせていただいたのですが、議事については、文献調査段階での経済社会的観点からの検討の位置づけ、これまでの振り返り、経済社会的観点からの検討、この三つの説明がございました。この説明は皆さまお聞きになったとおりでございます。その後自由討論という形で、今、テーブルが片付けられていますけども、2班に分かれていただいて自由に討議をしていただきました。その中から出てきた質問とか意見を記載したのがここに出しているものです。

大きく分けて、ここのピンク色を見てください。文献調査後の進め方についてのご意見ご質問、対話の場の進め方についてのご意見・ご質問、技術的な課題についてのご意見・ご質問、報告書の書き方、経済社会的観点からの検討、その他というふうに分かれています。いくつかグループ分けもできましたので、グループ分けさせていただいたのを水色で示しています。

いくつか申し上げたいと思います。「対話の場の今後の展開についてどう考えているのか」ということについては、「皆さんのご意見をお聞きしながら、今後も進めていきたい。貴重な意見を聞く場と考えている」というような回答がございました。それから真ん中、「評価がどのように確定していくんですか」ということですね。それについては「評価の考え方の案が取れた時点で報告書を作成します。報告書は知事等関係団体に提出し意見をいただいています」という回答がございました。それから、対話の場の進め方について。これについては、視察を何か所か行っているんですけども、「一部の人のみではないですか」というご意見がありました。「募集とかやってもいいんじゃないですか」という意見がありました。それについては「対話の場から

派生した小グループを対象としてきたので、今後は幅広く参加してもらうように工夫をしていく」というようなご回答がございました。それ以外は、対話の場、今日で17回やっているんですけども、「やっぱり長年経ってくると、だんだん視察の記憶が薄れてしまったり、やっぱりもう少し勉強してみたい」という意見がありましたので、「座談会みたいな振り返りをやったり、少人数で勉強会をやってもいいんじゃないか」という意見があります。それから関係してこれですね。

「幅広い知識が必要だと思っています」というようなこととか。あとは、「自由討論もマスコミオープンでもいいんじゃないか」という意見もございました。それから、ここに出ているのは概要調査の話ですので、これはボーリングの話ですね。「時間的制限で掘る本数が減ってしまうんじゃないですか」このような意見もございました。この辺が調査後の進め方、対話の場の進め方の話でございます。それから、技術的な話としては二つぐらいありました。違う研究者についての話があるということは皆さんご承知だと思うんですけども、そういうことを踏まえると、「やっぱり文献調査、学者等の内容についても疑問があるんですよ」と。あるいは、「さまざまな有識者の意見を聞いてみたい」、そんな話もありましたし、低周波地震ですね、皆さんの資料の中にもありますけれども、「そういうのが未解明じゃないですか」とか、それから水冷破碎岩の話。これは「300m以下に無いかもしれないけど、途中であるかもしれないよね」という話とかがございました。これは、技術的な話です。

こういうことを踏まえて、「文献調査では明らかに不適切な場所を除外するという考え方なんですよ」というような、これに対する説明がございました。技術的な質問として、「回収可能性はどうか。しっかり説明がほしいです」ということについては、「回収というのは埋めたもの取り出すことなんですけれども、基本的に埋めたものを取り出すことは可能である。将来、新しい技術が出来たときに対応できるようにするためのもの」という回答がございました。これらは技術的な話ですね。それから、報告書の書き方。文献調査後、これから報告書というものが出来てくるわけなんですけれども、「説明が難しい」。これもずっと出ていますよね。「言い回しが分かりづらい、参加していない町民も分かる資料が必要」だとか、「町民すべてに理解してもらう必要があるんじゃないですか」という意見。これは報告書への意見ですね。ただし、やっぱり「科学技術的に正確に書きたい、表現したいと思っているので当然難しいような表現も入ってくるんですけども、分かりにくい表現がないように配慮したいです」というような話がございました。それから、経済社会的観点からの検討。これは今日初めて説明があったものですけども、「埋めた後、建設場所には住宅地は避けるなど配慮するんですか」というような質問。「環境配慮施設という考え方に基づいて対応します」。これは弁慶岬。寿都の非常に眺めのいいところでございますけれども、ここは国立公園なんですか。土地利用に関する質問ですけども、「道立自然公園ですよ」といった回答。それから、「土地制限について寿都では縛りはないということでのいいの」という確認なんですけれども、「現段階では土地利用が制限される地域はありません」という回答ですね。これ説明の中でも行いました。その他として、これ難しいですよ。「埋めた後、新しい規制ができるのか、埋めた後の土地はどうなるのか」とか、今までなかったような議論がございました。「規制については、原子力規制委員会が定めているので、現時点ではすべて揃っているわけではありません。事業の進展に応じて整備されていくことになるでしょう。今後の事業の進展に応じて関

係者、自治体と協議していくことになります」、これは新しい視点だと思います。

こういうふうに時間的には30分ちょっとの討議だったんですけども、これだけの意見と、それから回答や対話がなされたというのが、今回のご報告でございます。

以上です。ありがとうございました。

○事務局（司会）

竹田先生、ありがとうございました。では、若干時間がございます。ご質問をお受けしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○記者

「マスクミオープンでもいいのではないか」というのに回答はあったんですか。

○ファシリテーター

これはないです。これはご意見なので。私ですか。これは会員の方々が決めることなので、私、ファシリテーターが決めることではない。

○記者

決めるというか、（ファシリテーターの）ご意見としては。

○ファシリテーター

意見ですか。私はですね、やっぱり今後のことだと思います。こういうことが、やっぱり会議の中でも話されていて、オープンではないかどうかというところが決められていくというステップを踏めればいいかなというふうに思っています。ありがとうございます。

○事務局（司会）

他にございますでしょうか。

それではお時間になりました。では、これで対話の場を終了させていただきます。中継もここで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上